

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準

制定 平成29年6月17日

社会福祉法人香東園における、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給については、定款第8条第1項及び第22条第1項で定める下記の取扱いによる。

記

○ 理 事 無報酬

○ 監 事 無報酬

○ 評議員 無報酬